

一般競争入札の実施について

下記により、自動販売機設置場所の貸付を一般競争入札に付しますので公告します。

平成30年2月5日

岐阜市長 細江 茂光

記

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

物件番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸 借料の総額、税抜き)
1	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟4階 渡り廊下	0.99 m ²	1台	81,159円
2	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー①	0.99 m ²	1台	49,581円
3	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー②	0.99 m ²	1台	49,581円
4	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟1階 自動販売機 コーナー③	0.99 m ²	1台	49,581円
5	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	中央診療棟3階 中央手術部前	0.99 m ²	1台	49,581円

(2) 貸付期間

平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしません。

(3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人は入札に参加することができます。

- (1) 岐阜市競争入札参加者選定要綱(平成13年6月1日決裁)に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿(平成29・30・31年度 物品・委託・その他)に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく

資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(3) 法人にあつては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜市内で事業を営んでいること。

(4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営することによる3年以上の実績を有していること。

(5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付において、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して4年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付に係る入札への参加についてはこの限りでない。

① 落札後辞退した者

② 市有財産賃貸借契約を締結後、市有財産賃貸借契約書(様式第7)第18条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当し、契約解除された者

③ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、ア)については、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けていること。

(11) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3 担当部局

「1(1)自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等」に掲げる物件の担当部局は次のとおりですので、入札参加の申し込み及び各種お問い合わせは、担当部局にお願いします。

【 担当部局 】

部局名称 : 市民病院事務局 病院施設課

担当者名 : 柴田、丹羽、大橋

電 話 : 058-251-1101 (内線 4308)

住 所 : 〒500-8513 岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地

4 入札参加申し込み

(1) 入札参加申し込みの方法

入札に参加を希望する方は、以下に定める受付期間及び受付時間内に、次の①～⑤に掲げる提出書類を、前項「3 担当部局」に持参のうえ提出してください。郵送、電話、ファックス、電子メール等による申し込み受付は行いません。

受付が完了したときに、入札参加受付済書(別記様式)をお渡ししますので、入札日に持参してください。

[提出書類]

- ① 一般競争入札参加申込書(様式第1)
- ② 誓約書(様式第2)
- ③ 同意書(様式第3)
- ④ 設置する自動販売機のカタログ等(仕様、寸法、消費電力等がわかるもの)

⑤ 法人所在証明書(※申込者の住所又は所在地が岐阜市内でない場合のみ必要)

〔提出書類についての注意事項〕

- ・複数物件の入札に参加を希望する場合は、物件番号ごとに①を作成し提出する必要があります。
- ・上記の場合において、②～⑤は、1 申込者につきそれぞれ 1 通の提出で足りる。ただし、④は、資料のうち、どの箇所が、どの物件番号に関するものを明示してください。
- ・一般競争入札参加申込書(様式第1)において、申込者の住所又は所在地が岐阜市内でない場合は、岐阜市内に営業所等が所在することを証する内容の⑤を提出してください。

(2) 受付期間

平成 30 年 2 月 5 日 (月) から平成 30 年 3 月 2 日 (金) まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

(3) 受付時間

午前 9 時～午後 4 時

(ただし、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分までを除く。)

5 質問について

(1) 質問方法

この実施要領の記載内容及び本件入札に関する質問は、質問書(様式第4)に記入のうえ、「3 担当部局」に持参することにより提出してください。これ以外の方法(郵送、電話、ファクス、電子メール等)によるものは受け付けません。

(2) 質問書の受付期間等

平成 30 年 2 月 5 日(月)から平成 30 年 2 月 16 日(金)までの

午前 9 時から午後 4 時まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分までを除く。)

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、「3 担当部局」にて交付する方法及び岐阜市民病院ホームページ(<http://gmhosp.jp/>)に掲載する方法により公表します。

公表予定日は、平成 30 年 2 月 23 日(金)です。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行いません。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の日時、会場等

(1) 日時

平成30年3月8日(木) 午後2時

(2) 会場

岐阜市民病院 西診療棟5階 第3会議室

(3) 入札日の持参品

① 入札書(様式第5)

② 委任状(様式第6)

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要です。

③ 入札参加受付済書(別記様式)

(1) 注意点

会場前にて、**7(1)の時刻の15分前から受付を開始**し、7(1)の時刻から会場内で全体説明を行います。この時点までに受付を完了できない方は、入札参加を辞退したものとみなしますので、1(1)に掲げる物件の入札には参加できなくなります。

全体の説明後、物件番号の小さい物件から順に入札を執り行います。

入札参加者は、該当物件の入札開始のご案内をするまで、会場前にて待機いただきます。

8 入札方法等

(1) 入札書の提出

入札参加者は、前項「7 入札の日時、会場等」における指定時刻に、指定された場所において、職員の指示により入札書(様式第5)を入札箱に投函してください。

なお、入札書は封筒(様式などの指定はありません。)に入れてください。

(2) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は、それぞれの物件について、「1(2)貸付期間」に定める貸付期間(3年間)の賃貸借料としてください。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出する必要があります。

(4) 再度の入札

- ① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。
- ② 再度の入札は 2 回までとします。
- ③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(5) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人がした 2 つ以上の入札(代理の場合を含む。)
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 不正行為による入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 入札参加申し込みの際に提出した書類に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ その他入札に関する条例に違反した入札

(6) その他

- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

9 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産賃貸借契約書(様式第7)により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結していただきます。落札者が、契約締結を辞退した場合又は契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額の100分の10(1円未満切捨て)に相当する額を損害金として市に納付していただきます。その場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行うことがあります。
- (2) 賃貸借契約は一般競争入札参加申込書の申込者名義で行います。
- (3) 市有財産賃貸借契約書第7条における年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、貸付期間の年数及び月数により、各年度に均等に分割して定めます。ただし、1円未満の端数は初年度に含めます。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (5) 貸付期間の開始日において、賃借人が、岐阜市競争入札参加資格者名簿(物品・委託・その他)に登録されていない場合は、市有財産賃貸借契約書第18条第12号に該当するため、岐阜市は契約を解除できます。